

平成 28 年度 相談支援部会最終報告

1 部会員氏名

	氏 名	選出母体及び役職名
1	鈴木 卓郎	地域生活支援センタープラザ 施設長
2	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
3	石見 龍也(～9月) 高橋 美佳(10月～)	地域生活支援センターあけぼの 所長
4	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
5	吉松 久美子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉会ギャロップ 施設長
6	椋島 剛之	障害者当事者
7	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会 会員
8	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会 会長
9	本田 浩子	多摩府中保健所 保健対策課統括課長代理(地域保健推進第一担当)
10	酒井 益枝	府中公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官

部会長 副部会長

2 現状(平成 27 年度に抽出した現状の課題)

府中市では指定特定相談支援事業所数は増えてきたもののサービス等利用計画等の作成率が上がらないという現状にあり、それぞれの事業所がさまざまな課題を抱えていることが見えている。(詳細は、平成 27 年度相談支援部会最終報告を参照)

3 平成 28 年度の部会の取り組み(今年度の検討課題)

相談支援部会では、28 年度も 27 年度に引き続き、計画相談支援の現状と課題について検討を行った。

平成 28 年 12 月 22 日現在、府中市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方は 2,218 人いる。そのうち、指定特定相談支援事業所によってサービス等利用計画を作成されている方は 1,090 人(介護保険のケアプラン含む)であり、作成率は 49.14% である。作成率の伸びは、1 年間で 6%弱に止まっている(数値は府中市が作成してい

る資料を参照したもの)。その一方で、この間セルフプランによって支給決定を受ける方が増えている。府中市では、障害福祉サービスの利用者に対して、計画相談支援を実施して相談支援専門員が継続的にかかわるといった体制がまだ全面的に展開できていない状況にある。

平成 28 年度の相談支援部会では、より具体的に指定特定相談支援事業所の現状を把握し、今後どのような発展が可能かを模索するため、実際に府中市で支給決定を受けている方たちに計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所である全 23 事業所を対象にアンケート調査を行った。その上で、計画相談支援の現場の現状と課題をアンケート結果から導き出し、これを解決するための方策について協議検討した。

4 会議報告

< 第 1 回 >

(1) 日時 平成 28 年 5 月 11 日(水) 10:00~12:00

(2) 内容 27 年度からの活動方針をふまえ、28 年度の部会の活動として府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会に所属する指定特定相談支援事業所 23 ヶ所を対象とした、アンケート調査を実施することを確認する。

< 第 2 回 >

(1) 日時 平成 28 年 6 月 15 日(水) 10:00~12:00

(2) 内容 指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所アンケートの実施目的と実施方法について、具体的な内容について検討する。詳細は、別紙資料「指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所アンケートの概要」を参照のこと。

< 第 3 回 >

(1) 日時 平成 28 年 7 月 6 日(水) 10:00~12:00

(2) 内容 指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所アンケートの具体的な内容、調査項目について検討する。詳細は、別紙資料「指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所アンケート」を参照のこと。

< 第 4 回 >

(1) 日時 平成 28 年 9 月 21 日(水) 10:00~12:00

(2) 内容 アンケート調査の回答を一次集計し、中間報告にむけた分析を行う。アンケート結果から考察される府中市における相談支援の課題と解決にむけた提言については、今年度後半の部会においてさらなる検討を加えていくこととする。

< 第 5 回 >

(1) 日時 平成 28 年 11 月 22 日(火) 13:00~15:00

(2) 内容 アンケート調査の回答を、自由記述欄を含め集計し、最終報告及び市長への答申にむけた分析を行う。

< 第 6 回 >

(1) 日時 平成 28 年 12 月 14 日(水) 10:00~12:00

(2) 内容 これまでの協議内容をまとめた「最終報告」及び「答申書」の最終確認を行う。

5 アンケートの実施概要と目的

(1) アンケートの目的

指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所の現状や課題を明らかにすること

(2) 対象

府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会に参加し、実際に府中市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方に計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所 全 23 事業所

(3) 内容

事業所の基礎情報（指定内容と指定年月日、職員数、主たる対象）

対応している相談者数（契約数、計画作成数、モニタリング数）

相談や計画作成、モニタリング等にかかる時間

対応に苦慮したこと・必要な研修や支援

その他

(4) 方法

自記式アンケート調査

(5) 実施概要

第 3 回部会後の 7 月 26 日（火）に行われた府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会において、アンケートの趣旨説明を行い、調査票を各事業所に配布した。その場に参加しなかった事業所には後日市役所より調査票を郵送した。

1 ヶ月間の回答期間を設け、8 月 23 日（火）の府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会において、調査票を回収した。当日参加しなかった事業所からは、後日郵送等で調査票の提出を行ってもらった。

最終的に、23 事業所すべてから回答を得た（回収率 100%）。

6 アンケート結果の分析と課題抽出

以下では、アンケートの結果を分析し、府中市における計画相談支援が現状抱えている課題を抽出する。アンケート結果の詳細については、別紙「アンケート票」と「アンケート集計結果」を参照のこと。

(1) 府中市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方の数に対して、サービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員の数不足している

アンケート【設問 1 - (3)】により、回答した 23 事業所合計の相談支援専門員数は常勤換算で 43.65 人、1 事業所あたりでは 1.9 人という現状がわかった。

府中市の支給決定者数 2,218 人を相談支援専門員 43.65 人で割れば、単純に 1 人あたりの担当数は 50.8 人となる。これは実現可能な現実的数値であろうか。

アンケート【設問 4 - (1)】では、相談支援専門員 1 人あたりが担当する対象者の適切な人数は、「11～20 人」との回答が最も多く、「21～30 人」、「30 人～40 人」の回答と合わせると、全体の 65%を占めている。「40 人以上」と回答している事業所は全体の 18%に止まっている。

このことから、相談支援専門員 1 人が 50 人以上担当するという数値は、相談支援

事業所側の認識としては多すぎるもので、適切な数ではないということが読み取れる。ちなみに、介護保険のケアプランを作成するケアマネージャーは、常勤換算 1 人あたり担当できる上限が 39 人と定められている。

相談支援の質を確保するうえでも、計画相談支援については 30 人程度が適切な担当数であると考えられ、事業所の回答結果とも概ね合致する。府中市で 1 人あたり 30 人の担当で 2,218 人の支給決定者全員にサービス等利用計画を実施するには、相談支援専門員は常勤換算で 73.9 人必要である。すなわち、相談支援専門員の数を現状の 1.6 倍は確保することが必要とされる。

(2) サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施によって、指定特定相談支援事業所が運営に必要な給付費を十分に得られる体制が整っていない

アンケート【設問 2 - (4)】の回答から、各事業所の 1 ヶ月あたりの計画作成数は、過去 1 年間の最も多かった月で平均 10 件、同モニタリングは平均 18.9 件であることがわかった。一方、最も少ない月でみると、計画作成数は平均 2.8 件、モニタリングは 8.2 件まで数値が下がる。計画作成とモニタリングそれぞれの 1 件あたりの給付単価から考えて、多くの事業所が通常実施している 1 ヶ月の計画作成数・モニタリング件数では、常勤専任の相談支援専門員を雇えない状態であることが推測できる。そのことは、アンケート【設問 1 - (3)】で各事業所の相談支援専門員の数が、「常勤専任」よりも「常勤兼務」の方が多くなっていることからもうかがえる。

また、アンケート【設問 2 - (5)】の回答から、計画相談支援 1 件あたりの実施にあたっての所要時間のうち、実際にサービス等利用計画案を作成し、市に提出するまでの時間が、全体の 54% にのぼることがわかっている。さらに、アンケート【設問 2 - (6)】の回答から、各事業所はサービス等利用計画の作成やモニタリングとは直接かかわらない「基本相談」のかかわりを、利用者に対して相当の時間数行っていることも明らかになった。

計画相談支援は、「サービス等利用計画を作成すること」と「モニタリングを行うこと」で、はじめて 1 件あたりの給付費を請求できる仕組みである。アンケートからは、各事業所が 1 件の給付費請求を行えるまでに多くの時間を費やして利用者とかかわりをもっていることが明らかになった。中には、本人の希望が何度も変わり、その都度意向に沿うように寄り添いながら支援を行っているため、計画案の提出までに膨大な時間を費やしている事業所もあった。このような事業所の取り組みが、運営に必要な給付費に反映されていないという課題がある。アンケートの自由記載の中には、「運営に関しては毎年赤字です。1.5 人の職員の人件費にも及ばぬ収入で、法人からの持ち出しとなっています。しかし、計画相談支援の必要性は益々高まるばかりです。」「事業として採算がとれないので、法人内でも今後の事業継続について意見がでていゝる。」「しっかり計画を作成し、モニタリングをしていこうとすると赤字になるという現実は、どうしたら良いのでしょうか?」といった意見が上がっている。

(3) 相談支援専門員に対する研修の取り組みが不足している

アンケート【設問 3 - (4)】の回答から、事業所内・法人内で計画相談支援についての研修を行っている事業所は 17.3% と少ない。一方、計画相談支援をテーマとし

た外部研修に参加している事業所は 65.2%である。このことから、自前の研修を行うことはできなくても、計画相談支援をテーマとした研修に参加したいニーズを多くの事業所が持っていることがわかる。

また、アンケート【設問 3 - (5)】では、計画相談支援にかんする研修の実施や人材育成について、各事業所の意見を自由記載で回答してもらっている。その中では、相談支援従事者初任者研修を修了した相談支援専門員に対するフォローアップの研修が不足していることが指摘されている。計画相談支援の現場に出たばかりの相談員が、計画作成の仕方や本人・家族・関係機関とのやり取りの仕方を具体的に学ぶような研修の機会は、府中市内ではこれまで提供できていない。

府中市では、平成 27 年 4 月より毎月開催されている「府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会」で、市の職員からの情報提供や参加者によるグループワークの機会を設けている。こうした場に対するニーズは、アンケートの回答からも広く読み取ることができる。一方で、相談支援専門員としての専門性を高めるための研修の機会や、府中市で計画相談支援を行う事業所がどこも同じ水準で相談支援を行えるための基礎となる研修の機会を望む声もきかれた。

(4) 計画相談支援事業所の日常的な業務をバックアップする市内の体制に課題がある

アンケート【設問 3 - (2)】(複数回答可)の回答では、計画相談支援に苦慮した際、「市役所のケースワーカーや保健師等に相談する」と回答した事業所が全体の 82.6%に上った。次いで、「相談支援事業所の連絡会や会合等で相談する」が 73.9%になっている。一方、「み～な、あけぼの、プラザ等の委託相談支援事業所に相談する」との回答は 13%に止まった。

このことから、計画相談支援の取り組みに対するバックアップが市に期待されていることと、市内 4ヶ所の委託相談支援事業所(地域生活支援センター)が他の事業所をバックアップする立場で活動できていない現状がうかがえる。委託相談支援事業所もそれぞれ計画相談支援を自事業所で実施することに追われており、計画相談支援にかんしては他の相談支援事業所と「横並び」の立場にあるとも考えられる。

(5) 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行するにあたって、本人が必要とするサービスを継続することに課題がある

アンケート【設問 3 - (1)】の回答では、障害福祉から介護保険への移行にあたって苦慮すると回答した事業所が 34.7%あった。自由記述の中では、「介護サービス利用での費用の自己負担発生の理解が得にくいことがある。移行で担当者が変わって本人にとってなじみの支援者がいなくなってしまう。結局生活がうまくいかなくなることもある」、「今まで障害福祉サービスでできていた支援内容が介護保険サービスではできなくなる。それによって本人が不利益をこうむる。とくに居宅介護利用の場合」、「地域生活支援センターが介護保険でいうところの、包括支援センター的な役割をしていたら、相談しやすくなる」といった意見が上げられている。

現状では、65歳以上の方は障害福祉と介護保険に同様のサービスがある場合には、介護保険の利用が優先されている。それにともない、上記のような課題が相談支援事業所で認識されていることが明らかになった。

(6) 障害児に対する計画相談支援の実施体制に課題がある

アンケート【設問 2 - (1)】の回答から、「18 歳未満のサービス利用者」との契約数は、全事業所合計でも 157 人(9.8%)に止まっていることがわかる。府中市のサービス等利用計画作成率でみても、障害児への計画相談支援導入は 26.9%となっており、成人も合わせた全体の比率よりもさらに低い数値となっている。

障害児への計画相談支援にかんして、アンケート【設問 3 - (1)】の自由記述からは、「教育・療育面への関与(計画への反映)の範囲とレベルがわからない」、「特別支援 学校、放課後等デイサービス、訪問事業所の間では特に都合のよい時間が異なり、一同に会しての打合せ・調整が難しい」、「医療・保健、教育、援護・生活(年金・生活保護)、子育て支援との各連携とかかわり方」、「特に児童の場合、とにかく早く受給者証を出してほしいということが多い」等の意見が上がっている。

このことから、障害児への計画相談支援については、福祉以外の関係機関(保育・教育等)とも連携・調整する特殊性の難しさを各事業所が感じており、その特殊性を補完する体制が支援者にとって充分ではない現状がうかがえる。これは、障害児に対する計画相談支援の導入が進んでいない一要因であると考えられ、ひいては、保護者側に計画相談支援は「受給者証を得るため」の事務手続きの 1 つだと印象付け、セルフプランが多くなっている要因ともつながっていると考えられる。

7 相談支援部会からの提言

これまでの分析と課題抽出をふまえて、相談支援部会として府中市における今後の相談支援にかんして、以下の内容を提言する。

質の高い相談支援の体制をつくるために

(1) 相談支援専門員の人数を増やすために、指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所に対して府中市独自の運営補助を行う

アンケート【設問 4 - (2)】の回答から、様々な課題はあっても計画相談支援の対象者を増やそうと考えている事業所が 61%であることが明らかになった。また、アンケート【設問 4 - (5)】の回答から、対象者を増やすために府中市に要望したいこととして、事業所を安定して運営するための独自の補助金をつけてほしいと考えている事業所が 61%あることもわかった。

計画相談支援に携わる相談支援専門員を各事業所が十分に確保するために、府中市は指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所に対して給付費とは別に、運営を補助するための独自の補助金を交付する等の施策を検討することが必要である。

(2) 相談支援業務の質を確保するために、モニタリングの頻度を柔軟に設定する

アンケートから明らかになった各事業所の計画作成数、モニタリング実施数では、事業所としての安定した運営が難しいだけでなく、利用者との相談支援の関係を十分に築くことも難しいといえる。モニタリング頻度を増やすことで、各事業所が利用者の状況把握を密に行い、信頼される相談支援の関係を築くことが、質の向上のために必要な基盤となる。また、モニタリングは指定特定相談支援事業所が報酬を得るた

めの主たる手段であるため、回数の増加により運営の安定化にもつながる。府中市は、計画相談支援の個別ケースを各事業所と検討し、モニタリング頻度を柔軟に設定することが必要である。

(3) 計画相談支援の質の底上げのために、計画的な研修を実施する

アンケート【設問 4 - (5)】の回答から、対象者を増やすために府中市に要望したいこととして最も多かったのは、「相談支援専門員のスキルアップにつながる研修を実施してほしい」であった(69.5%)。

計画相談支援についての研修は、高度な専門性を求められる業務の性質上、各事業所内の取り組みだけでは不十分なものである。府中市として、相談支援の質を底上げするために、現在実施されている「府中市特定相談支援(障害児相談支援)機関連絡会」等を活用して、計画的かつ継続的な研修の機会を提供することが必要である。

ライフステージを通じた相談支援体制をつくるために

(1) 障害児の相談支援の強化のために、児童発達支援センターを設置する

障害児の相談支援は、障害がはっきりとしない乳幼児期から成人期まで、発達のそれぞれの段階の課題に対して継続的に親子を支援していく必要がある。サービス等利用計画作成以外の相談も多く、専門的な知識が必要とされる。また、障害児には障害児通所支援や障害福祉の事業所だけでなく、保健・医療機関、保育所などの子育て支援機関、幼稚園や学校などの教育機関等々の多くの機関が関わる。相談支援を担う事業所がそれらの機関の連携の中心となることが必要とされる。

それらを担うために、現在あゆの子が担っている初回相談から、指定特定相談支援事業所が行う計画作成までの過程を、ライフステージを通して一貫して支援できる児童発達支援センターを府中市に設置することが望ましい。児童発達支援センターは、国の基準では人口10万人に1か所設置することが目安とされている。府中市の人口は約26万人であるため、市内に2か所設置することが必要である。

(2) 障害福祉から介護保険へのサービス移行を柔軟・円滑に行う

現在の制度上、介護保険対象となった方は、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行することになる。しかし、障害福祉サービスへのニーズと介護保険サービスへのニーズは同じものではなく、同様のサービスがあればスムーズに移行できるというものではない。介護保険への移行を原則としつつも、サービスを利用するご本人の意向を確認し、生活状況や障害・疾病等の状態を見極めたうえで、個別の事情に応じた柔軟な対応を行うことが必要である。府中市として、障害福祉から介護保険への移行を制度の運用上柔軟に行うことと、国や都に対してその必要性を要望していくことが必要である。

また、相談支援専門員と介護保険のケアマネージャー等が交流を図り、合同で研修等を実施し、相互の理解を深めることで、障害福祉サービスの利用者が介護保険制度へ円滑に移行できるよう、府中市として取り組むことが必要である。

8 相談支援部会として今後検討すべきこと

- * 府中市で集積されたサービス等利用計画やモニタリングの内容から、地域における課題を抽出すること。
- * 委託相談支援事業所（地域生活支援センター）の役割、府中市の相談支援体制の中での位置づけを再検討すること。
- * 計画相談支援の対象とならない相談支援業務の内容について検討すること。たとえば、家族と協力した相談支援についてや、障害福祉サービスの利用につながらない方たちへの支援について。
- * 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の取り組みをはじめとして、障害者の施設・精神科病院等からの地域移行について検討すること。